

犯罪被害者等への支援について

～小さな理解が大きな支えに～



北広島市では、犯罪被害者やその家族が受けた被害の回復や軽減を図り、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「北広島市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪被害は、いつ、どこで、だれがあうか分かりません。

多くの方は、犯罪被害について「自分には無関係」だと考えてしまいがちです。しかし、ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれ、命を奪われたり、傷を負ったりすることが誰にでも起こりうるのです。

また、犯罪や事件にあった本人だけでなく、その家族や遺族といった人たちも様々な困難に直面します。

様々な困難とは...

- ・精神的ショックや心身の不調
- ・加害者からの更なる被害やその不安
- ・生活上の問題(仕事、住環境、経済状態、家族関係)
- ・周囲の人の理解不足や配慮を欠いた言動などによる二次被害
- など...

被害にあった後は、周囲の人からの支えが大きな力になります。被害者の話をよく聴き、できるだけその意思を尊重しましょう。

北広島市の制度の詳細は裏面をご覧ください。

北広島市では以下の支援を実施しています

(令和8年4月1日から)

見舞金の支給

遺族見舞金

犯罪行為によりお亡くなりになった方のご遺族に見舞金を支給

30 万円

重傷病見舞金

犯罪行為による負傷または疾病により、療養に要する期間が1か月以上と医師に診断された方

10 万円

性犯罪被害見舞金

性犯罪被害(不同意性交等または監護者性交等)を受けた方

10 万円

住居支援

転居費用助成金

犯罪被害により、従前の住所に居住し続けることが困難となった場合に、転居に要した費用を助成

上限 20 万円

家賃助成金

犯罪被害により、従前の住居に居住し続けることが困難となり転居した場合に、新たな住居での家賃を助成

(北広島市内への転居及び、犯罪により家賃の支払いが発生した場合に限る)

上限 3 万円/1か月
(1年の範囲内で最大12か月)

市営住宅への入居に関する配慮

犯罪被害により、従前の住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居の支援制度があります

詳しくは市建設総務課
011-372-3311(内線4206)へ

- ✓ 見舞金等は、犯罪行為が行われたときに北広島市内に住所を有している方が対象です。
- ✓ 見舞金・助成金の支給を受けるには、必要な要件や申請期限があります。詳しくは、市民生活課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

北広島市における

見舞金の申請等相談全般については…

- 北広島市市民環境部市民生活課
011-372-3311(内線2302)
平日8:45~17:15

こころの健康や生活に関する相談については…

- 北広島市保健福祉部福祉総合相談室
011-372-3311(内線2156)
平日8:45~17:15

弁護士への相談については…

- 犯罪被害者弁護ライン
011-251-7822
毎週月曜10:30~12:30 (祝日・お盆期間)
毎週水曜17:00~19:00 (年末年始を除く)

面接相談や直接的支援(病院等への付添)などについては…

- 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
「北海道被害者相談室」
011-232-8740
平日10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)

性暴力被害者専門の相談については…

- 性暴力被害者支援センター北海道
「SACRACH(さくらこ)」
#8891 / 0120-8891-77 毎日24時間対応

犯罪被害の警察への相談については…

- 警察相談専用電話
#9110 毎日24時間対応
- 北海道警察本部警察相談センター
011-241-9110
平日8:45~17:30 (祝日・年末年始を除く)